

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊勢崎市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（平成17年伊勢崎市規則第92号）第8条第53号の規定により市長が伊勢崎市福祉事務所長（以下「所長」という。）に委任する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定による地域生活支援事業として本市が実施する障害者移動支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害者等 法第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児
- （2） 移動支援事業 屋外での移動に困難がある障害者等の外出のための支援
- （3） 移動支援事業者 移動支援事業を実施する者
- （4） 移動支援事業所 移動支援事業者が移動支援事業を行う事業所
- （5） サービス提供者 移動支援事業所に勤務する従業者であって移動支援事業のサービス提供に当たるもの

（事業内容）

第3条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 余暇活動又は社会参加のための外出支援
 - （2） 社会生活上不可欠な外出支援
- 2 この事業の支援方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める形態で実施するものとする。
- （1） 個別支援型 障害者等1人に対してサービス提供者1人以上で行う形態
 - （2） グループ支援型 障害者等2人に対してサービス提供者が1人以内で行う形態
 - （3） 自立支援型 障害者等が一定期間の訓練を行うことにより、単独で通学、通所又は通勤することが見込まれる場合に、常に障害者等1人に対してサービス提供者が1人で行う形態
- 3 サービスは、30分を1単位とし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。
- 4 この事業の利用時間は、月25時間（法第5条第17項の共同生活援助を受ける者にあつては月10時間）までとする。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第2項第3号に規定する自立支援型の利用期間は、訓練の開始日から起算して90日までとする。

6 サービス提供者が事業者の所有する車等を運転する場合の移動時間は、この事業の報酬算定の対象外とする。ただし、所長が運転手以外の介護者の同乗を依頼した場合は、この限りでない。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている障害者等（法第19条第3項に基づき所長が支給決定したものを含み、他の市町村が支給決定したものを除く。）のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 重度の肢体不自由者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢若しくは両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずるものをいう。）

(2) 知的障害のある者又は精神障害のある者

(3) 難病患者等（第1号に掲げる重度の肢体不自由者と同程度の者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、前項の障害者等が法第5条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護、同条第5項の行動援護又は同条第9項の重度障害者等包括支援を受けるときは、この事業の対象としない。

(利用の申請等)

第5条 この事業を利用しようとする者（当該者が18歳未満の場合はその保護者。以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請書の提出があったときは、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、サービス利用時間、利用期間、利用者負担額、利用者負担区分、2人介護の必要性の有無等を決定するものとする。

3 所長は、前項の決定を行ったときは、移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、移動支援事業利用者証（様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

4 所長は、第1項の申請に対し、利用決定を行わないことを決定したときは、移動支援事業利用申請却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、交付された利用者証を移動支援事業者に提示し、利用の契約を締結するものとする。

(利用決定の変更)

第6条 利用者は、利用決定に係る利用時間等の変更を申請するときは、移動支援事業利用変更申請書（様式第5号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請に対し、利用決定の変更の決定を行ったときは、移動支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）により利用者に通知するとともに、変更後の利用者証を交付するものとする。

3 所長は、第1項の申請に対し、利用決定の変更の決定を行わないことを決定したときは、移動支援事業利用変更申請却下決定通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

（利用決定の取消し）

第7条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他所長が利用を不相当と認めたとき。

2 所長は、前項の取消しの決定を行ったときは、移動支援事業利用決定取消通知書（様式第8号）により利用者に通知するものとする。

（利用の変更の届出）

第8条 利用者は、住所等の変更をしたときは、移動支援事業申請内容変更届出書（様式第9号）により速やかに所長に届け出るものとする。

（利用者証の再交付の申請）

第9条 利用者は、紛失等により利用者証の再交付が必要なときは、移動支援事業利用者証再交付申請書（様式第10号）を所長に提出するものとする。

（委託）

第10条 この事業の一部は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、次の各号のいずれにも該当する移動支援事業所を運営する移動支援事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

- (1) 移動支援事業所は、法第36条第1項のサービス事業所であって、そのサービス種別が同法第28条第1項第1号の居宅介護であること。
- (2) 移動支援事業者の所有する車等を利用してサービスを提供するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可又は第79条の3の登録をしていること。
- (3) 移動支援事業所は、専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されていること。ただし、管理上支障がない場合は、次号に規定するサービス提供責任者を兼ね、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号）第6条第2項に規定するサービス提供責任者は原則として除く。）に従事することができる。

- (4) 移動支援事業所は、介護福祉士、看護師、介護職員実務者研修の課程を修了し当該研修を実施した者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者、介護職員初任者研修の課程を修了し当該研修を実施した者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって3年以上直接の介護業務に従事した経験のある者又はこれに準じる者として所長が認めたものが、常勤のサービス提供責任者として配置されていること。
- (5) 移動支援事業所は、事業の運営を行うために必要な面積を有する事務室が設けられており、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。
- (6) 移動支援事業所は、移動支援事業についての重要事項に関する運営規程を定めていること。
- (7) 移動支援事業所のサービス提供者は、次に掲げるものであること。

ア 介護福祉士

イ 全身性障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修を実施した者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ウ 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修又は知的障害者移動介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

エ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項の養成研修修了者

オ アからエまでに掲げる者に準じるものとして所長が認めたもの

（委託費及び利用者負担）

第11条 委託費は、別表第1に定める額とし、市長は、その額から利用者負担を差し引いた額を事業者に対して支払うものとする。

- 2 利用者は、利用者負担として別表第1に定める額の10分の1を事業者に直接支払うものとする。ただし、別表第2に定める額を上限とする。

（委託費の請求及び支払）

第12条 事業者は、委託費について、翌月末日までに請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、これを審査し、速やかに支払うものとする。
- 3 所長は、必要があると認めたときは、委託した経費の経理状況等について、調査を行うことができる。

（傷害保険の加入）

第13条 事業者は、サービス提供の際の事故に備え、傷害及び賠償責任保険に加入するものとする。

2 事業者は、サービス提供時に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、所長及び家族等に速やかに報告するものとする。

(記録等の整備)

第14条 事業者は、事業実施に関する諸記録を整備し、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておくものとする。

(関係機関との連携等)

第15条 所長は、事業の実施に当たって、関係機関との連携を密にするとともに、事業者等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日要綱)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要綱)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日要綱 (福祉事務所長))

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

移動支援事業委託費

個別支援型 18歳以上

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
障害支援区分 1・非該当	750円	1,500円	2,250円	750円
障害支援区分2 ～6	1,500円	3,000円	4,500円	1,500円

個別支援型 18歳未満

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
区分2・1・非 該当	750円	1,500円	2,250円	750円
区分3	1,500円	3,000円	4,500円	1,500円

グループ支援型 18歳以上

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
障害支援区分 1・非該当	600円	1,200円	1,800円	600円
障害支援区分2 ～6	1,200円	2,400円	3,600円	1,200円

グループ支援型 18歳未満

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
区分2・1・非 該当	600円	1,200円	1,800円	600円
区分3	1,200円	2,400円	3,600円	1,200円

自立支援型 18歳以上

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
障害支援区分 1・非該当	1,750円	2,500円	3,250円	750円

自立支援型 18歳未満

区分	30分まで	30分を超えて1時間まで	1時間を超えて1時間30分まで	以後30分ごとに
区分2・1・非 該当	1,750円	2,500円	3,250円	750円

備考

- 1 市が2人介護の必要性を認めた利用者のときは、上記の2倍を委託費とする。
- 2 18歳以上の障害支援区分については、法第21条第1項により認定された障害支援区分とし、認定がなかった場合については、法第20条第2項の調査結果とする。
- 3 18歳未満の区分については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の6第2項の調査結果とする。

別表第2（第11条関係）

移動支援事業の利用者負担上限額

区分	世帯の収入状況		利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般	市町村民税課税世帯	利用者が18歳未満	4,600円
		利用者が18歳以上	9,300円

備考

- 1 この表において「世帯」とは、「利用者及び利用者と同一の世帯員」をいう。ただし、18歳以上の障害者の「世帯」については、「障害者及び同一の世帯に属する配偶者」とする。
- 2 この表において「生活保護受給世帯」とは、利用者が属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者である世帯をいう。
- 3 この表において「市民税非課税世帯」とは、利用があった月の属する年度（利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税非課税世帯に属する世帯をいう。